赤幡考 日本古代における赤色の機能について

小川宏和

OGAWA Hirokazu An Analysis of the "Red Banners" (Akahata): On the Function of the Color Red in Ancient Japan

はじめに

❷贄人と赤幡 ●『延喜式』の赤幡

おわりに

[論文要旨

りとした。 とにより、赤色に対する色彩認識が人々の行動に与えた影響を明らかにすることを目とにより、赤色に対する色彩認識が人々の行動に与えた影響を明らかにすることを目がれていて果たした役割を検討するこ

古代社会において赤色は、装着した人・物の内部にある汚穢等を鎮めると同時に外部の障害から保護する性質=清浄性と結びついた色と認識され、この清浄性を前提に 部の障害から保護する性質=清浄性と結びついた色と認識され、この清浄性を前提に がめ、赤幡は天皇の行幸時のほか、最高の清浄性が求められる供御物を運搬する際にため、赤幡は天皇の行幸時のほか、最高の清浄性が求められる供御物を運搬する際に
造路において掲示され、他の進上物と区別する意味をもち、御膳食材やそれを食べる
道路において掲示され、他の進上物と区別する意味をもち、御膳食材やそれを食べる
道路において掲示され、他の進上物と区別する意味をもち、御膳食材やそれを食べる
方というでは、装着した人・物の内部にある汚穢等を鎮めると同時に外
ため、赤幡は天皇の行幸時のほか、最高の清浄性が求められる。

さらに、八世紀半ば以来供御物の標識とされてきた赤幡は、贄を生産する集団、

贄

を組織化して特権身分を表示した。や家牒と同様、贄人の生産活動のなかで交通許可証として機能するとともに贄人集団人に頒布されることになる。赤幡は元慶七年官符にみえる員外贄人が得た「腰文幡

本の「潔齋」を守り、特権身分を保証する意味をもったと考えられる。
本の「潔齋」を基準とした贄人の差異化が困難な状況が存在したと推定した。供御を口実にした弱民圧迫行為が贄人自身の「潔齋」を破綻させ、その行為は最も「潔清」が求められた天皇の食事にも「汚黷」を及ぼすという論理が存在したと推定した。供御を口実は他の家政機関が発給する標識との差異化を意図したもので、清浄性をもつ赤色が贄は他の家政機関が発給する標識との差異化を意図したもので、清浄性をもつ赤色が贄な他の「潔齋」を守り、特権身分を保証する意味をもったと考えられる。

【キーワード】 赤幡、供御物、清浄、道、贄人

はじめに

用も含めて人々の行動をどのように左右していたのか考えてみたい。がかりとして、古代の赤色に対する色彩認識が、制度・儀礼の設計や運どのように機能していたのかを検討する。赤い幡という一つの物品を手どのように機能していたのかる赤幡が古代社会においてどのような場で、本稿では、『延喜式』にみえる赤幡が古代社会においてどのような場で、

■『延喜式』の赤幡

1『延喜式』の赤幡規定

る「赤幡」と同一と捉え、論をすすめる。天平十三年の措置を淵源とするため、式文の「緋幡」はその記事にみえを掲げる。なお、後述するように、これらは『続日本紀』に記載されたを掲げる。

宮内式39 供奉雑物条

以為,|標幟。其幡一給之後、随,」破請替、以,|内侍印,|印之。凡供奉雑物送,|大膳・大炊・造酒等司,|者、皆駄担上竪,|小緋幡)、

内膳式26 標緋幡条

年請;|内侍所、以;|内侍印|印之。 凡供;|雑物|標緋幡一十六旒、〈各長一尺九寸、広五寸五分。〉

毎

主水式25 運氷駄条

凡運」氷駄者、以,,徭丁,充之。山城国葛野郡徳岡氷室一所(〇中

尺、緒料二尺、三年一請。〉略、他九箇所)氷標幡十二旒〈各長二尺。〉料緋帛八尺。〈幡料六略、他九箇所)氷標幡十二旒〈各長二尺。〉料緋帛八尺。〈幡料六

る。 以上のように、赤幡は、『延喜式』においては供御物に付されるもの以上のように、赤幡は、『延喜式』においては供御物に付されるもの以上のように、赤幡は、『延喜式』においては供御物に付されるもの

が捺されたのだろう。 水では二尺と、 については、 った「氷標幡」を立てることになっていたのである。これら赤幡の形状 め 運ぶ駄の数に一致している。四月一日から九月末までの毎日、 幡」と考えてよい。「十二旒」は同式19御氷条が定める、 幡」とないが、氷の「標幡」は「緋帛」を料とするため、 搬についての規定である。 じめとする供御物に付されたとみられる。主水式は、駄馬による氷の運 旒」という幡の数が何に対応するのか不明だが、いずれも贄や雑菜をは は内侍所から受け取る具体的な数量や寸法が定められている。「一十六 された作物に赤幡が掲げられた状態で運び込まれたのだろう。内膳式で 定めたものである。このうち大炊寮・造酒司には官田(省営田)で収穫 送る際には、 の氷を複数の氷室から主水司に運んだ駄馬には、それぞれ緋の帛で作 宮内式は、 宮内式に「小」緋幡とあり、 「小緋幡」を駄馬の荷物の上に立てて目印の幟とするよう 供奉される雑物 小振りの細長い幡だったとみられる。いずれにも内侍印(6) 宮内・内膳式と違って式文には明確に (供御物) を大膳職、 各々が内膳では一尺九寸、 大炊寮、 両式と同様 供御用の氷を 造酒司等に 天皇のた 「緋 主

とした「標幡」は、内膳式と異なる独自の寸法・交換時期を規定する。一ぞれを補い合うものと推定できる。このうち主水式では、「緋帛」を料ら三式は宮内省とその被管官司という関係にあるため、関連規定はそれ官人は『延喜式』全体を把握する必要があったと考えられ、またこれ

定と理解できる。 ま、駄担上に竪てる)を説明したもので、内膳・主水式は補足・例外規内式は、特に違いのない大膳・大炊・造酒三官司の標幟請求規定を並列内式は、特に違いのない大膳・大炊・造酒三官司の標幟請求規定を並列上」に幡をたてる宮内式規定の用途と共通してもいる。したがって、宮上」に幡をたてる宮内式規定の用途と共通してもいる。したがって、宮上

淵源とする。 そして、指摘されるように、これら供御物の赤幡の規定は次の措置を

「続日本紀」天平十三年(七四一)十一月庚午条 (※)

べているとみられる。 文言においては赤幡の立てる位置に違いがみられるが、同様のことを述とが定められた。「主醬」は「主水」の誤写の可能性も指摘されている。とが定められた。「主醬」は「主水」の誤写の可能性も指摘されている。天平十三年、各官司に納められる供御物の前に、「赤幡」を建てるこ

隷(2) は、 能をもつようになると考えられてきたのである。保管機能の移行の時期 うことのできる史料としても取り上げられ、(ユ) 点は、天平十三年の措置を継承しているものの、記載された官司に変 かけての時期に求められている。 は保管官司に含まれなかった内膳司が、食料品の保管において独自の機 に内膳式に規定が見られる点が特に注意されている。天平十三年段階で 化がみられる。 『延喜式』は および延暦十九年(八〇〇) 従来から延暦十七年(七九八)太政官符が命じる贄戸の内膳司改 「赤幡」(小緋幡) を 『続日本紀』 の記事は、当時の供御物保管官司をうかが 太政官符の筑摩御厨長の内膳司改隷に(3) 内膳司が赤幡を扱うようになったの 「供御物」(供奉雑物)の標とする 『延喜式』になると、 新た

も、延暦十七年以降のことだろう。

延暦期の贄戸改隷については、臣下の食材を扱う大膳職から贄を切り延暦期の贄戸改隷については、臣下の食材を扱う大膳職から贄を切り延暦期の贄戸改隷については、臣下の食材を扱う大膳職から贄を切り延暦期の贄戸改隷については、臣下の食材を扱う大膳職から贄を切り

定されていった可能性もあるだろう。 態においても、 担当する諸司が扱うようになっている点とも関係するかもしれない。 物の赤幡規定では「大膳 注意したい。このことは、天平十三年段階と異なり、 特に赤幡によって贄とその他の貢進物とを差異化しようとした変化には 以上、 『延喜式』で規定される供御物の赤幡について概観してきたが、 赤幡を必要とする官司が、 大炊 内膳 造酒 飲食物を扱うものに特化・ 主水」という、飲食物を 『延喜式』の供御 実 限

赤色の「清浄性」

2

幡はそのミニチュアとして、天皇を象徴する要具として掲げられた可能 ら、 は、 れている。 与えられた赤色の 性を指摘された。くわえて、このように天皇 ぶりの赤幡で中国古代の皇帝旗「太常」を模したものとし、 掲げることが、その他の進上物と区別することになったのだろうか。 つけられた理由として、第一に赤い色の呪術性、 古代の赤幡をめぐる先行研究には、 それでは、なぜ、贄をはじめとする供御物を運ぶとき、「赤い」幡を 律令制下における天皇行幸時の標識「節旗」に注目され、 天皇自身が移動する場合の標識を準用したのではないかとの想定か 「節」との関連を挙げられ、 吉川真司氏の専論がある。 (大王) 権力と赤い幡が結 特に第二の理由を重視さ 第二に中国南朝から 供御物の 節旗は大 吉川氏

点は、 赤色の性質や期待された機能、 機能するのかという文脈に注意を向けることも重要と思われる。 ではなく、 検討とは別に、 吉川氏が供御物の運搬・移動と天皇の移動といえる行幸を結びつけた 本稿の内容にも関わり示唆に富む。しかし、 日本の古代社会において赤色が実際にどのような場や局面で 赤色の性質を単に 機能する場について検討してみたい 「呪術性」という語のみで理解するの 大陸の文物との比 以下、

色の らためて解釈してみたい 心と清明心が共通した意味をもつことからも、 ている。 賊の心を表す黒心と、善意・清心・明浄 本書紀』 加吉許己呂乎)皇辺に 大伴家持の「喩」族歌」として「君の御代御代 源として、 清浄性_ 古代の人々が赤色に対して抱いた認識の一つとして、 が指摘されている。 「呪術(19) 巻一第六段のスサノオと天照大神の誓約では、 こうした赤色の 同書には を帯びた色との認識が根付いていたことが確かめられる。 意味を共有するとされる。(17) の根拠としてしばしば引用される次の史料について、 「清明心」 極め尽くして 日本語学においても、 「清浄性 (敏達紀十年閏) の意味を具体的に理解するため、 『万葉集』(二〇-四四六五) 仕へ来る」の一節があり、 心 月 を表す「赤心」を対置し 隠さはぬ 赤は光を表す「明」 古代社会におい などの語もみえ、 濁心・悪心・姧 従来から 明き心を て赤は 「清浄 には を語 $\overline{\mathbb{H}}$ 安 赤 あ 赤

浪遠逮国中」 **|播磨国風土記|** 条20 逸文 (前田家本 『釈日本紀』 巻十一「便到新羅時随船湖

之逆样、 国堅大神之子、 息長帯日女命、 「奉我前 」 者、 呵 将 建 平伏賜 一神舟之艫舶。 **尓保都比売命、** 我尔出 欲 如 平 |善験|而、 |新羅国 此教賜、 又染 着 御舟裳及御軍之着衣。 於此、 下坐之時 (○中略) |国造石坂比売命 出 「賜赤土」。其土塗;;天 白衾新羅矣、 禱 於衆神。 教日、 又撹 以 尔 好 時 濁 _

> 而 海 水 渡賜之時 伏新羅、 已訖還上。 底潜魚及高飛鳥等、 (○後略 不 往来 不 遮 前 如 是

幡は 緒は 治める賜へる をかき刈り とする。くわえて、『古事記』 いう武具に赤土を塗っていることから、赤色により軍事力が強化された ができたという。 ようとしたとき、ニホツヒメという女神が託宣し、 「物部の て、 右の伝承によると、 神宮皇后がこの土を「天之逆桙」に塗って軍船の 「大王の軍事権力の象徴」 赤幡を載せ さらに船棚や軍隊の装束を赤く染めた結果、 我が夫子が 末押し縻ぶる魚簀 (後略)」という歌謡のうち、 吉川氏は右の史料について、 赤幡を 立てて見れば オキナガタラシヒメ 取り佩ける 大刀の手上に (清寧天皇段)の二王子発見伝承にみえる であったと述べられた。(21) 八絃の琴を (神功皇后) が新羅征 五十隠る 大刀に付けて押し立てた赤 征討という場面や、 調ぶる如く 新羅を平定すること 「赤土 丹画き著け 艫 山 の三尾 と「舳」 を出 天の下を 「現させ 討をし 其の 竹

建

る₂₂抜き、 る可能性が高 あらゆる障害を鎮静し取り払うという色彩認識を基礎として機能して 宫 記されている。ここでは、 まったく行き来するものがなく、 すらも れ 浄 た船が海を渡るとき、 ただし、 命名と朱鳥建元、 (清) 軍事的」な文脈にみられる赤幡も、 達成させる効果が期待されたと指摘されていることが注意され 「不二往来、不」遮」前」という状況、 に共通する意味をもつアカが清浄性をあらゆる妨げから守り 前掲史料で気をつけたいのは傍線部分である。 浄行者出家を検討するなかで右の史料も挙げ、 いつもは船底に潜る魚や船の上を高く飛ぶ鳥 新川登亀男氏が天武朝における 何も前方を遮るものがなかったことが その「清浄性」、 すなわち、 船の行く手には つまり赤色が 赤色に染めら 「飛鳥浄御原

赤色が機能する場と表示の目的

3

想定できるのである。 における進行や移動の際に障害を取り払う働きが期待されていたことが 八八六歌など)。つまり赤色も、 にみられる赤幡の機能を検討するうえでも重要である。『万葉集』に「玉 たともいえる。この点、 「不...往来、不、遮、前」との状況をもたらしたという描写は、 方、 道隈廻に」とあるように、 以上をふまえると、「桙」 前述の新羅征討の場面で、両者が軍船の航行に その清浄性により、 ホコは が、赤色と共有する性質をもってい 「道」の枕詞でもあった(五-文字どおり「道 『延喜式

古代・中世社会において、赤色が道路において何らかの働きをして 古代・中世社会において、赤色が道路において何らかの働きをして 古代・中世社会において、赤色が道路において何らかの働きをして 古代・中世社会において、赤色が道路において何らかの働きをして 古代・中世社会において、赤色が道路において何らかの働きをして 古代・中世社会において、赤色が道路において何らかの働きをして

着け り言葉を発して雷と対抗する点や金属器 る 獲する点は漢籍の影響が指摘されるが、赤幡は日本独自のものとみられ(⑵) 朝において小子部栖軽は雷神を請けよという勅を奉り、 本霊異記』 が前の 神功皇后の新羅征伐にみた赤色とホコの組み合わせについては、 「赤幡桙」を擎げて馬に乗り、 「路」とを走り往き、「軽諸越之衢」 (上巻・捉雷縁第一) でも確認できる。本縁によると、 阿倍から山田の前の (ここでは桙) で雷を傷つけ捕 に向かったという。 「緋縵」 「道」と豊浦寺 を額に 馬に乗 雄略 日

指摘されるように、「雷神」と対峙する栖軽の装束は、中巻第七縁に

コが必要だったのだろう。(3) 神に屈することなく対抗するため、 と、「道」や「ちまた」で繋がる神々の空間と現実世界とを往来し、 次元のものが想定できるのかもしれない。先の新川氏の指摘もふまえる められることから(下巻第十九縁)、赤色が機能する「道」には様々な 巻第七縁)、その神人が「桙」をもち「空」から降って来る場面も確か 各種の祭が行われた理由との指摘もふまえると、異界の金の楼閣に続く らず神々や精霊・悪霊の行き交う場所であるとの意識が、「ちまた」で 著、「緋蘰、」けて立っていた神人と共通する。「ちまた」が、 みえる行基が居住するという「金の楼閣」 路 があり、 その境界といえる「門」に神人が立っていることや 栖軽には自らを守る赤色の装具とホ 0) 「門」で「身著」 人々のみな 鉀鎧 中 雷 額

また、赤幡とホコが関連する実際の記録として、大路渡の事例も挙げたい。大路渡とは、洛外で首を取った武士が行列をつくり賀茂河原までたい。大路渡とは、洛外で首を取った武士が行列をつくり賀茂河原までにぼ中世を通じて行われた儀礼とされる。この大路渡の複数の例において、首を指すホコに死者の姓名を「緋銘」、または姓名を記した「赤いて、首を指すホコに死者の姓名を「緋銘」、または姓名を記した「赤物品が必ずしも「幡」に限らないことをふまえると、本来幡よりも「赤物品が必ずしも「幡」に限らないことをふまえると、本来幡よりも「赤物品が必ずしも「幡」に限らないことをふまえると、本来幡よりも「赤根される看督長が、行列のなかで首の傍らもしくは首の前を先んじて歩 現される看督長が、行列のなかで首の傍らもしくは首の前を先んじて歩く点にも注意できるだろう。

識されていた。したがって、赤色は大路渡において、その清浄性により ―条によると、首の入洛は「触穢遍」天下」歟」と穢をもたらすものと認えたことがわかる。また、『中右記』天仁元年(一〇八)正月二十九日く (当) で、首をそれまでの鋒から、姓名を「緋銘」した検非違使の鋒に挿しかて、首をそれまでの鋒から、姓名を「緋銘」した検非違使の鋒に挿しか 大路渡の事例のうち康平の「其儀」は、「四条京極間」「東河」におい

首そのものの穢れを鎮めつつ、 京外の境界を越えるために機能することが期待されたと推定できる。 運ぶ道を清め、

兵士百人を差発して八幡神の 埋 除くことが路次の諸国に命じられている〔『続日本紀』〕。 寅 認識が存在したとみられる。 といえる。そしてこの清浄性が 清浄性を生み出す赤色が している。「道路」 羅征討の際に赤土を塗った桙を船の「艫舳」に立てたという伝承と符合 元慶七年 五日太政官符〕、 との状態が問題視されたり〔『類聚三代格』 幣使出発時に経由国が道路の「汙穢」を清掃せず「路頭多有;|人馬骸骨|_ た背景には、 や物の内部にある穢れを鎮めるとともに外部からの障害を取り払う性質 あらためて以上の検討をふまえると、 |瘞路辺死骸|| 八幡大神を京に迎える際、 〈八八三〉 やはり「道」という場それ自体が「非清浄」であるという 渤海使が入京するにあたり諸国に「修二理官舎道橋 が指示された例などが挙げられる を「汚穢」にあふれた場とする認識を前提として、 正月二十六日癸巳条〕。このうち天平勝宝の例で、 「道」において表示されたと考えられる。 例えば天平勝宝元年 「前後」を 「道路」を 「道」において機能することが要求され 赤色がもつ「清浄性」とは、 「駆除」させてもいる点は、 「清掃」して 貞観四年 (七四九) 『日本三代実録 〈八六二〉十二月 その他、 「汚穢」 十一月甲 を取り 伊勢奉 新 人

行列が清浄な状態で京と

割を説明している。

『**海人藻**(38)

赤五條 平袈裟。 威儀師・従儀師 也 装束 ハ法服也。 者 朝家器也。 綱務并法務 (○中略) 相 随御前 公請奉行之時、 | 供奉之時 着 用 赤

られる。 いることは確かであり、 公的なものを体現する存在であり、 ていた。赤袈裟を着た威従は 前に随身するときには、 し出した。ここでも、 右によると、 「公請」 の法会を奉行する場合や、 威儀師・従儀師は赤袈裟を着用することになっ 道において行列を先導する役割を果たしたとみ 相 |随御前 「朝家器」、すなわち天皇家を中心とした 随身は「威儀厳然」という雰囲気を | 供奉之時」に「赤」が使用されて 法務などの 行列 0

であり、 る 赤色に対する色彩認識があって初めて受容され、 したものであることが明らかにされている。⁽⁴⁾ げ 0) このような性質をもつ赤色を支配し操作・利用することが、 行や移動を汚穢から守りつつ実現させる機能をもつ色であった。さらに、 部からの障害を取り払う性質=清浄性により、 られ 以上、 力を表示することを意味したと考えられる。なお、天皇行幸の際に掲 た節旗 中国周制 赤色は、 「纛」〔『延喜式』兵庫寮式6車駕行幸条〕も大ぶりの赤幡 装着した人・物の内部にある穢れを鎮めると同 の王の旗、 太常 (赤い布地に日月と龍形を描く) 赤色の行幸旗も、 道路において人・物の 定着したものと思われ 天皇家、 こうした 一時に外 公

「道間 における赤幡の働き

4

延喜式 が規定する赤幡を装着した供御物の 運搬 ば、 以 Ŀ 一のような

V

次の史料は時代が降るものの、 威儀を整える僧であり、

赤色を身につけた両者の性格と役

て先導し、

裟」も挙げておきたい。

威儀師・従儀師は法会のときに衆僧の先に立

威儀師・従儀師が身につけた

「赤袈

特別に

「赤袈裟」の着用が許されて

る。このことを説明する例として、

に

やはり赤色があらゆる場面で権力と結びついていることも確かであ

大路渡も

朝敵

を対象としたよう

定着したものであったことは明らかである。

う色彩認識は、

境界神が赤色や前駆に結び付くことからも民俗社会に

ただし一方で、

さきの栖軽

そして、このような、

赤色の清浄性が「道」の

「汚穢」

を取り除くと

)装束が勅使の標識とも指摘され、

上げたい 貢納という意味で最も供御物の赤幡の利用に近いと思われる記録を取り と考えられる。再度、こうした文脈で引用されることのなかった、物の 赤色に対する色彩認識にもとづいた、 日常における具体的な行為の一つ

中右記 寛治七年(一〇九三)七月二十日条(41)

今日、 陸奥臨時交易御馬御覧也。 (○中略

> 0) 所

往年一御馬指 御覧之時可」取云々。 赤旗 一云々。 見,,彼家記,歟。 而顕実朝臣被」申云、 (○後略 失也。 道間雖 指

[江家次第]巻第十九 御覧陸奥交易御馬事(42)

御 一覧陸奥交易御馬 事 (○中略

額立 行、 引 次左右御馬乗三十人〈各十五人、内十人御馬乗、五人府番長以下、〉 御馬 〈利〉、 各十五疋、並西上北面、〉各引;分三疋、 |入」自二日華門、 〈第一御馬到,|御前,|之間仰」之、〉整;|立御馬、 〈或撤」之、〉 引:"廻御馬;三匝、 〈此間上卿開,,解文,置」前、〉 〈或七廻、〉上卿仰曰、 (○後略 第一御馬 〈南北二

間 す例があると語られる。ところが、 われた。そこでは、往年、 る。このとき、 **言動を無視できない様子がうかがえる。隣に掲げた『江家次第』にも第**(st) 御馬に「赤標」を「立てる」ことと「撤す」ことの双方が記されており、 顕実という人物については、他条において「家々日記相伝之人也、 「中右記』は、 においては掲げるが、御覧の際には取り外すのだと述べたという。 电 非 ↘無;;其謂 | 歟」(天仁元年〈一一○八〉五月六日条)と、その 御馬の装束である「赤旗」をめぐり、 寛治七年の陸奥国交易貢馬の御覧についての記事であ (御覧のときは) 「一御馬」には 藤原顕実はそれを否定し、 あるやり取りが行 「赤旗」をさ 旗は 道 所

> 顕実の 使用の認識を説明したものとして信憑性は低くないといえよう。 「道問雖」指 、旗、御覧之時可」取」という意見は、当時の赤旗 (赤

道路において使用される物と認識されていたことは間違いない。 けられた赤幡も、交易御馬に掲げられた赤旗と同様、 加之波夾、〉」 〔春日祭分配弁・嘉保二年二月五日条〕、 「先行向, 内侍宿 、興福寺供養・寛治六年正月十八日条〕、「辰時許下; 向奈良、〈道間直衣 問 『中右記』のなかでの「道間」とは、 「路」、「道間」を指す。 ||道間安否|`]〔承徳元年二月十二日条〕と、いずれも宮外、 したがって、供御物が運搬される際に取り付 「歴,,宇治路,道間時々小風 運搬・移動される

幡 装、 とを具体的に裏付ける説明として貴重といえる。 にかかわらず、「赤い」ことが重要視されていたことがわかるだろう。 る「浅緋糸」が該当する。 東料として「結」額料緋絲二約」がある。また、左右馬寮式に「余祭馬 があるが、これと同一規定である内蔵寮式13賀茂祭条では「御馬」の装 祭走馬条が規定する「走馬」には、装束料として「結 定める各社の祭に向かう走馬の規定が参考になる。左右馬寮式10賀茂 いことが確認できるからである。同じ馬の例を挙げれば、 が必要とされる理由が、必ずしも「幡」(旗)にのみ由来するのではな きる。前項でも述べたが、右のように道路上での運搬・移動の際に赤幡 くわえて、あらためて『江家次第』に赤い 准」此」とあるのは、内蔵寮式2春日祭条と同式8大神祭条が定め 0) 「道間」での使用を説く顕実の言葉は、 大路渡の例もふまえると、やはり「標」は幡 「標」とある点にも留意で 赤色が道路で機能するこ |額髮| 糸二両 『延喜式』が

穢 司宛の供御用の稲等は、 中までの道路を清めるとともに、 る意味をもっていたと考えられる。 要するに、 に触れない状態= 『延喜式』の赤幡は、 「潔清」が強く要求されていた。また、先に、 一般の正倉とは異なる「別庫」に納められ、 装着された食材の清浄な品質を保護す 供御物が運ばれる汚穢にあふれた宮 赤幡を付して運ばれる大炊寮と造酒 延

するための実際的な手段として採用されたと考えられる 膳食材の清浄性を特化するため、 れらのことから、赤幡の使用は、 表示する赤幡の使用が食材調備官司に限られていることを推定した。こ な措置であったことを述べ、 暦期以降の赤幡と贄の接近は、 のちの『延喜式』 贄をその他の貢進物と差異化する具体的 ひいては天皇らの身体の清浄性を維持 「御膳之物、 尤欲 では供御物であることを |清潔|| とされた御

幡は、 る れを食べる天皇らの身体の清浄性を維持する機能を果たしたと理解でき た性質はあらゆる場面で権力によって利用されており、 移動を汚穢に触れることなく実現させる機能が期待されていた。こうし した人・物を穢れ等のあらゆる障害から保護する性質により、 において掲げられ、 以上のように、古代社会において赤色は、 供御物の最高の清浄性を保証しつつ宮中に送り届けるために道路 他の進上物と区別する意味をもち、 その清浄性、 『延喜式』の赤 御膳食材やそ すなわち装着 道路での

2 贄人と赤幡

1

「御贄持」

への赤幡班給

さらに検討してみたい。 で、 本節では、 古代の赤色に対する認識にもとづく、 赤幡の利用方法の変化とその契機について取り上げること 人々の多様な行動の在り方を

から別の用途でも使用されるようになったことがわかる。 て検討の余地は多いと思われる。この記事によると、赤幡が、 次の史料はこれまでほとんど取り上げられることはなく、 内容につい ある時期

西宮記』巻十 侍中事 日中行事文 (部 分⁴⁷

巳一剋奏二日次御贄 所々即給 ム々。[所力] 前 以 等司供御物前建、 | 墨捺| ...御贄持等 一彼所印。 也。 事。 仍随 以為」標也。 〈天平十三年十一月、 請申 班 今案、 |進物所・御厨子所等|。 内侍縫 始以 造件幡公 赤幡 班給 於 件

굸

(○頭書) 寸五分、 [内膳式云、 年請 供御雑物標緋幡一十六流 |内侍所、 以 内侍 |仰之。>] 長 一尺九寸、 広

される その他は前掲した 事を時刻ごとに記している。 致している。 月…」と、供御の赤幡の起源に触れている。官司こそ列挙しないものの。 の奏上に付された割書の記載である。ここではまず、「天平十三年十一 日中行事文は延喜~天暦年間の成立とされ、(48) 「内膳式」 Ł 『続日本紀』の記事と同内容の文である。 細かな文字の異同はあるが前掲の 本稿に関わるのは、 蔵人が関与する毎日の 巳 剋の「日次御贄 『延喜式』と 頭書で引用

墨印が施された。それらを進物所・御厨子所の請申に随って班ち、さら に各々の所が幡を 「件幡」 = 供御物の標となる赤幡は内侍が縫造し、 注目したいの は、 「御贄持」に給うという。 つづく「今案」 以下の内容である。 天皇の前で内侍所 右によれ ば

との認識をもっていたことがわかる。 御物前に建てて「標」とされた、 十 文筆者は、 要するに、 一月に大蔵省以下の内廷官司 現在、 右の史料から赤幡の製作過程がわかるとともに、 「御贄持」に給わられている 「赤幡」 (供御物調達・保管官司) に由来するもの 「赤幡」 が、 に班給され供 (同一のもの 天平十三年 日 中行事

る。 が、 それでは、 延喜天暦年間までに「御贄持」に頒布されるようになったのであ のように、八世紀半ば以来「供御物」 右の 「御贄持」とはいったい何を指すのだろうか の標識とされてきた

贄人の赤幡の機能

2

とある例から、(49) 呼称だろう。 に関わる語とみられる。 の一つである鵜飼の祖とされており、 神武天皇段〕が見つかるのみである。ただし、この神武天皇の伝承のな かで「贄持之子」は、 人」を指すと考えられる。「御贄持」の語は、「贄持之子」〔『古事記』中 結論を言えば、赤幡を配給された「御贄持」とは、現場の御贄生産者「贄 「持」は、大江御厨の「作人」が「募、」権門 「持ち(捧げ) 令制下で御膳に使用される主な贄を生産した贄戸 進る」の意と考えられ、 やはり贄の生産に従事した集団の _ 不 供御行為と密接 □持□進供御 事

日中行事文では、天平十三年段階や『延喜式』で「供御物」の標識と日中行事文の記載と明確に結びつけられてこなかった、次の史料たことが想定される。そこで、贄人に配られる「幡」に関連して、これたことが想定される。そこで、贄人に配られる「幡」に関連して、これたことが想定される。そこで、贄人に配られる「幡」に関連して、これたことが想定される。そこで、贄人に配られてこなかった、次の史料を取り上げる必要がある。

『類聚三代格』 禁制事 元慶七年(八八三)十月二十六日太政官符

太政官符

従 御網代等、 人卌人、或日次或年料、 右得::近江国解 応レ禁言 _ 停 止 、政之甚莫、過、斯焉。 其数不」少。 而今件司所・院宮等、 者。 ||止内膳司進物所并諸院諸宮恣放| 所」役徭人百六十四人、又皇太后宮職御網代所」役徭 右大臣宣、 一 (稱、 如」此之輩心挟,,遁役、寄,,事供御、 此国所」在御厨、 望請、官裁。 一向潔齋勤;,供御事。 事之无、拠深背;前章。 不以択っ ||土浪人| | 恣放||腰文幡 | 遍||満国 上件御厨・網代贄人之外悉 勢多・和邇・筑摩及田 贄人腰文幡 自」此以外何有;;贄 自」今以後、一切 動凌 |弱民。

禁断。諸国准、此。

元慶七年十月廿六日

いる。 (窓) 本稿でまず注意したいのは、贄を生産する現場において、直接右の状本稿でまず注意したいのは、贄を生産する現場において、直接右の状本稿でまず注意したいのは、贄を生産する現場において、直接右の状

法的承認を得た権威をもち始める。 (話) 大。九世紀中葉に家印が認められて以降は、王臣家の在地支配においてた。九世紀中葉に家印が認められて以降は、王臣家の在地支配においてた。九世紀中葉に家印が認められて以降は、王臣家の恣意(資人の選紀末においては、在地へ送られ国司を圧迫し、諸家の恣意(資人の選紀末においては、佐宮王臣家等の家政機関が発給する文書であり、既に八世家牒とは、院宮王臣家等の家政機関が発給する文書であり、既に八世

た、員外贄人と同質の問題といえる非公式御厨乱立の背景として、「競 位採も強行していたとみられる。また、延喜二年(九〇二)に糾弾され においても土民を圧する権威をもち、交通特権や漁場・寄港地の獲得を においても土民を圧する権威をもち、交通特権や漁場・寄港地の獲得を 「窓」 五月辛丑条の記事では、漁民が「王臣家牒」を携帯して、他国の淡路国 「家牒」語句の初見として知られる『日本後紀』承和十一年(八四四)

る。^デ相 まえ、 古代の史料上で、 とは確かだろう。ただし、 の手段とされたことは間違いない。 〔院宮王臣家の家政機関職員〕が発給する文書=家牒だったのである。 指摘されたように、 この 放垃效 もう少し踏み込んだ解釈をすることができる。 效 (シルシ)」という行為や「署牒之人」の存在が挙げられ が文書の「牒」を指し、 元慶七年官符を除き 「腰文幡」も、この家牒に類似した働きをしたこ 「腰文」については近年までの先行研究をふ そして、この 「腰文」 厨」 の語が確認できるのは次 の設定とその周辺の禁制 「牒」も「院司家司等 現在までのところ

壬生本『西宮記』第十七軸 与奪事(非西宮記』

・史料のみである。

「腰文事」

覧筥。(○後略)《○前略》次左右看督長進,|腰文。《今日可;|着鈦,因交名也、佐料公文案主入,|覧筥,|持来、尉已下看督長直進」之。》佐披見之後入;|

摘されているのである。 する において看督長が進っている「連立文」 名」と記していることが注意される。このことについて、 獄囚に枷を着ける儀式、 年 右は、 「今案」部分で、左右看督長が進る「腰文」を「今日可 (九七四) 五月二十三日条] 検非違使の政務のうち、 着鈦政にみえる次第の一部である。 が、 五月・十二月に東西市で強・窃盗犯の この 「連立夾名」〔『親信卿記』 「腰文」に対応することが指 着鈦政の実例 編者が考証 ||着鈦||囚交 天延

あるいは家牒に別途「司寄人交名」が副えられた例もみられ、家政機関特権を獲得・行使する際には、集団を「牒中」に直接「載注」したり、文」とは、贄人の「交名」、つまり「名簿」を意味した可能性が高い。すなわち、これまで指摘はないが、元慶七年官符の「腰文幡」の「腰

発給文書が機能する際の名簿の役割は少なくないといえる。

な人間集団の名簿ということができるかもしれない。 は個人交名」の濫觴となる文書と位置づけることができ、御厨などる「供御人交名」の濫觴となる文書と位置づけることができ、御厨などは御生産地における生産者の定員を厳重に定め、組織化する効果があったと考えられる。「腰文」が古代の史料上において贄人と犯罪者に関係たと考えられる。「腰文」はまた、のちに大江御厨のものが確認できる人間集団の名簿ということができるかもしれない。

したがって、日中行事文にみえる赤幡についても、御厨子所・進物所行動・権益を保証する手段だったと考えられる。化して特権身分を表示する名簿=腰文を付した幡であり、家牒と同様、以上のことから、「腰文幡」は、姓名を記入して被発給者集団を組織以上のことから、「腰文幡」は、姓名を記入して被発給者集団を組織

ることから、同様の働きをしたことが推定できるだろう。という食膳調備機関が贄人に放つ幡という点で「腰文幡」と共通してしたがって、日中行事文にみえる赤幡についても、御厨子所・進物!

赤幡班布の背景

3

同様に腰文幡を放ち、罪を犯す贄人を生み出している。官符でも、内廷官司の内膳司とその出先機関である進物所が諸院諸宮としばしば同時に「諸司」「所々」「諸衛」の所行が禁じられた。元慶七年しばしば同時に「諸司」「所々」「諸衛」の所行が禁じられた。元慶七年吉川真司氏が注意を促したように、院宮王臣家問題を扱った法令では、

幡を供御物の赤幡と関連づけて ないものと考えられる。そのため、 体が内廷官司であっても乱発することはできず、禁制の対象とはなり得 院宮王臣家が請申・発給することはできないものであり、 定められている点である。 0) 製作には内侍が縫造した後、 ただし、 あらためて重視したいのは、 つまり、 御前で内侍所の墨印を捺すという作法が 「赤いきれ」とすることはできないだろ(トサ) 瀧川政次郎氏が述べたように、腰文 赤幡は製作・班給手続きの性格上、 日中行事文が示すように、 たとえ請申主 赤幡

うになったという変化を読み取ることができる。王臣家と同じ腰文幡を放っていたが、延喜天暦年間までに赤幡を放つよう。元慶七年段階、供御物を調達する内廷官司は贄人確保のために院宮

供御の駄荷の赤幡を準用したことはもちろんであるが、 たのである。 条件だったのであり、 行為に従事するにためには、 破綻してしまうことだったと考えられる。つまり、贄の生産という供御 迫行為そのものにくわえ、その行動によって「贄人」という集団自体が 国が懸念したのは、 潔齋勤 問題視する事柄から、 する朝廷の意図を読み取ることができる。あらためて、 よる赤幡の班布からは、 注意したいのは、 それではなぜ、朝廷は贄人の標識として赤幡を採用したのだろうか。 |供御事|。自」此以外何有||贄人||」との記述である。朝廷や近江 供御物貢進に名を借りた員外贄人による弱民への圧 近江国解が贄人という集団の性格を説明した「一向 その条件を欠いた人間は贄人とは認められなかっ 赤幡が必要とされた契機について考えてみたい。 その他院宮王臣家が放つ標識と差異化しようと 身体を「潔齋」の状態にすることが大きな 食膳調備機関に 元慶七年官符が

古代において、清浄な状態を表現する「潔齋」という文言が用いら 古代において、清浄な状態を表現する「潔齋」という実にあた の対地は「潔齋之地」(潔齋之郷)であり、「盗犯殺生」という罪にあた の対地は「潔齋之地」(潔齋之郷)であり、「盗犯殺生」という罪にあた の対地は「潔齋之地」(潔齋之郷)であり、「盗犯殺生」という文言が用いら も厳禁された。

も触れることは許されず、さらには供御物の運進に従事する人員を選抜供進に関わる人間の「汚穢」(私稲の責取などの「罪」)に陥った行為に月十九日太政官符によると、供御物は物理的にはもちろん、その調達・潔」が要求された。再び『類聚三代格』(巻十)貞観二年(八二〇)四贄についていえば、前節で確認したように、御膳の食材には最も「清贄についていえば、前節で確認したように、御膳の食材には最も「清

理があったのである。触れた供御行為は「汚黷」(汚穢)な「御膳之物」を生み出すという論味れた供御行為は「汚黷」(汚穢)な「御膳之物」を生み出すという論する際にも「慎択」が求められた。供御を口実に百姓から責め取る罪に

べれば、 赤色の 交通特権を行使していたのかもしれない。 姓名を尋ねらるるに及ばず」と語られた平家の禿のように組織化され、 「桃染」 猛之具」としていた。当該期、「牒」とともに特定の官職を示す服色 記入)で組織化したうえで随身し、「桃染衣并大刀」を装着させて「威 符によると、院宮王臣家の使者が僕従の輩を「牒」(姓名や「本職」を を意図したものだったと考えられる。 赤色の清浄性により、 るため道路において表示されたことを述べたが、贄人への赤幡班布は、 供御物に付された赤幡は、供御物の清浄性を保証しつつ宮中まで運搬す けて、他の家政機関が発給する標識との差異化を期待したものだろう。 が困難な状況に陥っていたことがわかる。赤幡班給はそうした事態を受 色が家牒と並んで重要な交通特権の標識だったことは、 「道を過ぐる馬車もよぎてぞとほりける。 『類聚三代格』(巻二十) 延喜元年 (九〇一)十二月二十一日太政官 が強権を表示しており、 「道」における機能が深く権力に結びついた点をふまえ推測を述 赤幡を身につけた贄人は、「赤き直垂」 贄人の身体の「潔齋」と特権身分を保証すること 特に「往還間」に行使されたのである。 禁門を出入すといへども、 を着て京中を 既に指摘があ

おわりに

たしてきたのか検討してきた。最後に、本稿で述べてきたことを整理し 以上、古代社会において赤幡がどのような場で、どのような役割を果

供御物を運搬する際にも道路において掲示され、 機能を果たしたと考えられる。 意味をもち、 め赤幡は、天皇の行幸時に掲げられたほか、 ることが天皇家を中心とした公の力を表示することを意味した。そのた 色の性質は様々な局面で権力とも結び付き、赤色を支配し操作・利用す 動を実現させる機能も民俗社会で広く認められていた。そして、この赤 た色と認識され、この清浄性を前提に、道路において人・物の進行や移 ると同時に外部のあらゆる障害から保護する性質 = 清浄性と結びつい 古代社会において赤色は、装着した人・物の内部にある汚穢等を鎮め 御膳食材やそれを食べる天皇らの身体の清浄性を維持する 最高の清浄性が求められる 他の進上物と区別する

示する働きをしていた。 通許可証として機能するとともに、 る員外贄人が得た「腰文幡」や家牒と同様、贄人の生産活動のなかで交 する集団、 さらに、 **贄人に頒布されることになる。赤幡は、元慶七年官符にみえ** 八世紀半ば以来供御物の標識とされてきた赤幡は、 贄人集団を組織化して特権身分を表 贄を生産

皇の食事にも「汚黷」を及ぼすという論理が存在したのである。 困難な状況が存在したと推定した。 赤幡を贄人の標識として放つように変化したことを指摘し、 人自身の「潔齋」を破綻させ、その行為は最も「潔清」が求められた天 元慶七年官符からうかがえる「潔齋」を基準とした贄人の差異化が 延喜天暦年間までに、 内廷官司がそれまでの腰文幡ではなく 供御を口実にした弱民圧迫行為が贄 その背景に 赤幡班

> 環境のなかで必要とされたと考えられる。赤色の清浄性が贄人の身体 性をもつ赤色が、 「潔齋」を守り、特権身分を保証することが求められたのだろう。 他の家政機関が発給する標識との差異化を期待したもので、 贄や贄人、御膳に求められた清浄性をめぐる危機的 清浄

際の行動がもつ意味に着目することも必要な方法の一つと思われる。 げたのは赤という一つの色に過ぎないが、色彩認識にもとづく人々の のをはじめとして、 めぐる従来の研究には、 及ぼしていたのかを明らかにすることを目標としてきた。古代の色彩を 代の赤色に対する色彩認識が社会全体や人々の行動にどのような影響を このように本稿では、赤い幡という一つの物品を手がかりとして、 複数の分野にわたり多くの蓄積がある。(%) 色彩語彙そのものの起源や色彩認識に関するも 今回取り上 古

註

- 1 版一九八九〕、志水義夫「赤い色の裙の乙女」『高岡市万葉歴史館論集7色の万葉 緋】」、「に【土・丹】」の項。市毛勲「朱の種類」『新版 朱の考古学』〔雄山閣 集』〔笠間書院 二〇〇四〕等も参照 赤色と考える。『日本国語大辞典』「あか【赤・紅・朱・緋】」、「あけ【赤・朱・ 以下、 九九八〕、伊原昭「上代の赤」『増補版 語源を共有する赤・朱・緋および赤色の土や顔料を意味する丹は、 万葉の色』〔笠間書院 二〇一〇、 旧
- 2 延喜式』上・中・下〔集英社二〇〇〇・二〇〇七・二〇一七〕に拠る。 以下の『延喜式』本文や条文番号については、虎尾俊哉編『訳注日本史
- 前掲註2書下巻の宮内式菊地照夫氏補注
- 『延喜式』民部式41供御料条、大炊式28供御料稲粟条
- 虎尾俊哉 『延喜式』〔吉川弘文館 一九六四

5 $\widehat{4}$ 3

- 吉川真司「天皇と赤幡」〔『万葉集研究』三〇 二〇〇九
- $\widehat{7}$ 6 〔同成社 二〇一八〕 小倉慈司「延喜式」佐藤信・小口雅史編『古代史料を読む 下 平安王朝篇
- 8 紀』二〔岩波書店 一九九〇〕 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『新日本古典文学大系 続日本
- 吉川前掲註6論文。 『延喜式』の規定からの推定と考えられる。 また、 新日本

9

古典文学大系の注解(柳雄太郎氏担当)は春宮坊の「主漿」(署)の誤りかとする。 **俣野好治「律令中央財政機構の特質について」〔『史林』 六三−六 一九八○〕**

10

- $\widehat{11}$ 事業会編『長岡京古文化論叢Ⅱ』〔三星出版 一九九二〕 一九六八、初出一九六二)、俣野好治「内蔵寮と内膳司」中山修一先生喜寿記念 直木孝次郎「平城宮跡出土の木簡と大膳職」『奈良時代史の諸問題』(塙書房
- 『類聚三代格』(巻四)延暦十七年(七九八)六月二十五日太政官符
- $\widehat{13}$ 『類聚三代格』(巻四)延暦十九年(八〇〇)五月十五日太政官符
- **侯野前揭註11論文**
- 15 100八、初出二00四) 佐藤全敏「古代天皇の食事と贄」『平安時代の天皇と官僚制』〔東京大学出版会
- 16 吉川前掲註6論文
- 一○○○、初出一九五五〕大野晋「日本語の色名の起源について」大岡信編『日 本の色』〔朝日新聞社 一九七九〕 佐竹昭広「古代日本語における色名の性格」『萬葉集抜書』〔岩波書店
- 18 荒井秀規「延喜式の色」〔『延喜式研究』二八 虎尾俊哉会長追悼号 二〇二二〕
- 19 吉川前掲註6論文
- $\widehat{20}$ 植垣節也校注・訳『新編日本古典文学全集5 風土記』〔小学館 一九九七〕
- $\widehat{21}$ $\widehat{22}$ 吉川前掲註6論文
- 新川登亀男『道教をめぐる攻防』〔大修館書店 一九九九九
- 第六輯 公事部1 巻第八十四〕 『小野宮年中行事』(六月) 天慶元年(九三八) 九月一日外記日記〔『群書類従』
- 『今昔物語集』(巻十三)天王寺僧道公誦法花救道祖語第三十四
- 世の絵図においても境界を表現する色として選択されていたことを明らかにされ た。氏が指摘したのは、赤色が境界を区切る(さえぎる)側面と理解できるかも 二○○五〕。黒田日出男氏は、古代以来の境界の色彩象徴としての赤と黒が、中 しれない。黒田日出男『境界の中世 象徴の中世』〔東京大学出版会 一九八六〕 **倉石忠彦「道祖神信仰研究の視点」『道祖神信仰の形成と展開』〔大川書房**
- 従う。山本崇「官道の整備と外国使節の往来」飛鳥資料館編『飛鳥・藤原京への 道 (二〇二三) 阿倍山田道とは訓まず、『万葉集』(一三-三二七六)の「山田道」と呼ぶ説に
- 27 河野貴美子「雷の子」 『日本霊異記と中国の伝承』 〔勉誠社 一九九六〕
- 28 初出一九八四〕 和田萃「チマタと橘」 『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』中〔塙書房 一九九五、
- 持つ姿だったが(大舎人寮式14追儺条ほか)、この方相氏は、『上宮太子拾遺記 吉川氏が関連を指摘する方相氏も黄金の仮面をかぶり「赤」の帔で留め、 「楯一枚」を持ち、「緋幡一旒〈料帛二尺〉」をつけた「桙一枚〈長九尺〉」を 片手

- 執」矛揚」楯」という装束について「所言以導」轜車,也」とする。遺体を載せた車 集解』 葬喪令8親王一品条所引古記も、方相の「蒙」熊皮、黄金四目、玄衣朱裳、 とみえる [松木裕美 [二種類の元興寺縁起] 『日本歴史』 三二五 一九七五〕。 『令 (巻三)に載る元興寺の刹柱建立後の儀式の記録には「第四輅載引導方相氏也」 が走る道を先導するために、方相の装束が必要だったとみられる。
- 一二九 一九九○〕、菊地暁「〈大路渡〉とその周辺」〔『待兼山論叢』二七 丹生谷哲一「中世における他者認識の構造」『日本中世の身分と社会』〔塙書房 一九九三、初出一九八九〕、大村拓生「中世前期における路と京」〔『ヒストリア 九九三〕、戸川点『平安時代の死刑』〔吉川弘文館 二〇一五〕を参照。 大路渡については、黒田日出男「首を懸ける」〔『月刊百科』三二〇 一一八八〕
- 31 二十六日条、『吾妻鏡』元暦元年(一一八四)二月十三日条。以上の事例につい 二年(一一九)十二月二十七日条、『源平盛衰記』元曆元年(一一八四)正月 三月八日条、『中右記』天仁元年(一一〇八)正月二十九日条、『長秋記』元永 ては前掲菊地論文、戸川前掲書を参照し、『長秋記』の例を補った。 『水左記』 康平六年 (一〇六三) 二月十六日条、『中右記』 嘉保元年 (一〇九五
- 『栄花物語』(第五・浦々の別、第十七・おむがく)

32

- 33 の例は「先看督長十余人前行」・「首五」・「次検非違使」という順序で行進してい 記』嘉保の例は「先看督長等二行前行」・「次頭」・「次検非違使」、『中右記』天仁 『水左記』 康平の例では「各傍看督長二人、放免十余人相従」とあり、『中右
- 前掲『水左記』および『扶桑略記』同日条
- 35 34 論。六三七二〇〇三〕 前掲大村論文、戸川前掲書および戸川「軍記物語に見る死刑・梟首」〔『歴史評
- 37 36 の民俗学的研究』〔ひつじ書房 一九九七、初出一九九一〕。また、春日大社若宮 行われた呪術性の強い芸能」と解釈されている。同「王の舞の解釈学」『王の舞 が、こうした松明の火の色と赤色の関係については、今後の課題としたい。 おん祭や祇園祭など、神体(神輿)遷御の前駆に松明を用い道を清める例がある 特徴に赤い鼻高面と鉾を含めており、舞を「邪霊を払い道行く先を鎮めるために である。例えば橋本裕之氏は、若狭地方(福井県嶺南)に集中して残る王の舞の 以上の赤色・ホコ・道の組み合わせは、現在の民俗芸能にも確かめられる要素
- 『群書類従』第二十八輯 雑部四十七 卷第四九二
- 袈裟については、五味文彦「永観と「中世」」『院政期社会の研究』〔山川出版 社 一九八四、初出一九八三〕、 五六三 二〇〇九〕も参照 海老名尚「「賜綱所」「惣法務」に関する省察」〔『史流』四一 二〇〇四〕。赤 阿部慎「中世僧綱所と寺院社会」〔『日本史研究

- $\widehat{40}$ 動作に必要とされたと考えられる。 寮式13鼓吹雑生習業条にみえる「緋幡」は、兵士の陣列の威儀を整え、「進退」 吉川前掲註6論文。「執纛」にはホコを掲げる「執戟」が従う。その他、
- $\widehat{41}$ 明文庫編『中右記』〔思文閣出版 一九八八〕で確認した。 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 中右記一』〔岩波書店 一九九三〕。

陽

59

- $\widehat{42}$ 影印集成12江次第三〈冊子本二〉』〔八木書店 一九九七〕で確認した。 https://rmda.kulib.kyoto-u.ac.jp/〕の他、前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本 神道大系本を底本とし、承応二年版本〔京都大学貴重資料デジタルアーカイブ
- $\widehat{43}$ 松薗斉「「日記の家」の概念化」『日記の家』 〔吉川弘文館 一九九七〕
- $\widehat{44}$ 現在参照できる小野宮流藤原氏の他の日記に該当記事はみえない。

62

- $\widehat{45}$ 『類聚三代格』(巻十)貞観二年 (八二〇) 四月十九日太政官符
- 46 前揭註45参照
- $\widehat{47}$ 宮記三〈巻七~巻十(乙)〉』〔八木書店 故実叢書本を底本とし、前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成3 一九九四〕で確認、修正した。 西
- 48 佐藤前掲註15論文

 $\widehat{49}$

- 『山槐記』応保元年(一一六一)九月十七日丙戌条
- 50 『日本三代実録』元慶七年十月二十六日已未条
- $\widehat{51}$ 『日本三代実録』仁和元年(八八五)九月五日戊子条
- 九一、初出一九七〇〕 戸田芳実「御厨と在地領主」『初期中世社会史の研究』 (東京大学出版会 一九
- 53 と、その腰部に当るので、腰文と申す名称が起こってきた」という〔相田二郎 上島有「古文書の封式について」〔『摂大学術 B:人文科学・社会科学編』七 については、「紙の高さの丁度中巻に封目を付けたところが、之を人体に喩へる 「書札様文書〈平安時代末期以降〉」 『日本の古文書』上 岩波書店 一九四九〕。 保立道久「律令制支配と都鄙交通」〔『歴史学研究』四六八 一九七九〕。腰文 九八九〕も参照。
- 54 一九八八、初出一九八〇〕、鐘江宏之「解・移・牒」『文字と古代日本1 支配と文字』 吉川弘文館 二〇〇四 西山良平「家牒・家符・家使」『日本古文書学論集4 古代Ⅱ』〔吉川弘文館
- 55 初出一九六八〕 佐藤宗諄「「家牒」の成立」『平安前期政治史序説』〔東京大学出版会 一九七七、
- 56 保立前掲註53論文
- 57 付は「十三日」の誤りと指摘する。 真司「院宮王臣家」 『日本の時代史5 『類聚三代格』(巻十)供御事 延喜二年 平安京』〔吉川弘文館 (九〇二) 三月十二日太政官符。 110011) は、 日
- 58 早川庄八「壬生本『西宮記』について」『日本古代の文書と典籍』〔吉川弘文館

- 礎的考察」〔『書陵部紀要』五九 二〇〇七〕参照。新井氏によると本書成立は 永承年間(一○四六―一○五三)からそれほど下らない時期 一九九七、初出一九七〇〕。釈文は新井重行「壬生本『西宮記』 第十七軸の基
- の研究』 〔思文閣出版 二〇〇五〕 柴田博子校注「着鈦政」佐藤宗諄先生退官記念論文集刊行会編『『親信卿記
- 60 『類聚三代格』(巻二十)断罪贖銅事 延喜元年(九○一)十二月二十一日
- 61 大夫家牒_ 『朝野群載』(巻第七)公卿家 長和四年(一〇一五)十月十五日「太皇太后宮
- 店一九七二、初出一九五四〕)が要約する延喜五年(九〇五)国司請文。ただし、 延喜五年当時の国司請文が「供御人交名」という表記をしていたか否かは不詳。 九―四六七〇/赤松俊秀「座について」『古代中世社会経済史研究』 大谷仁兵衛氏所蔵文書 元永二年(一一一九)七月十六日官宣旨写(『平安遺文 吉川前掲註57論文 〔平楽寺書
- $\widehat{64}$ 瀧川政次郎「雑供戸考」『法制史論叢第4冊 律令諸制及び令外官の研究』 〔角

63

- $\widehat{66}$ $\widehat{65}$ 川書店一九六七、初出一九五八 『平安遺文』九-四五四九
- 保立前掲註53論文

『平家物語』巻第一

禿髪

68 67 近年、丸山伸彦編『日本史色彩事典』 〔吉川弘文館 二〇一二〕も刊行された。

(御食国若狭おばま食文化館、国立歴史民俗博物館共同研究員

(二〇一八年九月一八日受付、二〇一九年二月六日審査終了

preparation of the monarch's meals as a pretexts, acts meant to oppress the population were carried out by such groups, thus compromising the ritual purity that *niebito* were subjected to. Discourses that saw those actions as "polluting" (*otoku* 汚黷) the meals of the monarch, which required the highest level of ritual purity, started to emerge. The distribution of red banners was meant to differentiate its recipients from other administration offices, and was made necessary by this dangerous environment that had developed and that threatened the purity that was required in the preparation of food for the monarch. In this context, the color red was meant to protect and guarantee the ritual purity of the body of the *niebito*.

Key Words: the red banners (*akahata* 赤幡), a clear distinction, monarch's meals, the transportation, groups involved in the production of offerings (*nie* 贄)

An Analysis of the "Red Banners" (Akahata): On the Function of the Color Red in Ancient Japan

OGAWA Hirokazu

This paper aims to shed light on how the understanding of the color red in ancient Japan influenced the activities of the people through an examination of the role that the red banners (*akahata* 赤幡) that appear in the *Engishiki* fulfilled in ancient society.

In ancient Japan the color red was believed to have the power to assuage the impurities found in people and things, as well as the power to protect them from external threats. It is on the basis of these purifying properties that this conception of red came to widely recognized also in folk societies, where red was used on the streets to protect the movement and circulation of people and goods from impurity. In this way, the qualities of the color red came in various contexts to be linked with political authority, and ruling over the color red and its usage became a public expression of power within the polity centered upon the monarch and his family. For this reason, red banners were only displayed on the road in occasion of royal visits and other contexts that required the highest level of purity, such as the transportation of the monarch's meals. We think the red banners functioned as a tool to preserve the purity of the foodstuffs for the monarch and, consequently, of body of the monarch who would consume them, thus creating a clear distinction with offerings of other sorts.

In addition, starting from mid-eighth century, the red banners, which had by this time become a mark of the monarch's meals, would also be distributed to groups involved in the production of offerings (nie 贄), known as niebito 贄人. At that time, the red banners functioned within the production activities of the niebito as circulation permits, similarly to the koshibumi no hata 腰文幡 and lineage documents obtained by niebito who weren't members of organized groups, as seen in a directive from the Council of State issued in the seventh year of Gangyō (883). At the same time, they were an attestation of the process of institutionalization that groups of niebito were going through, and an indication of their privileged status.

Between the Engi (901–923) and Tenryaku (947–957) eras, the offices located inside the royal palace did no longer use the old *koshibumi no hata* as a mark for *niebito*, and instead switched to the red banners. We surmise that the context for this shift can be seen in the difficulties that emerged as a consequence of the process of differentiation that took place within *niebito* groups, who were indicated as a standard of ritual purity (*kessai* 潔斎) in the directive of the Council of State from 883. Using the